

【新 Quick Master 憲法<第5版> 訂正表】2015年12月28日現在

※ 女性の再婚禁止期間規定に関する最高裁判決に伴う本書の変更箇所のお知らせ

さる平成27年12月16日、最高裁判所は、女性の再婚禁止期間について定めた民法733条のうち、100日超過部分について、違憲（憲法14条1項違反・憲法24条2項違反）とする判決を下しました（最大判平27.12.16）

今回の最高裁判決に伴い、本書のうち従来判例に基づいて記載されていた箇所について、変更する必要が生じたので、次の通りお知らせいたします。

ページ	問題番号 タイトル	行数	現行	変更後	備考
34	実践過去問・問題9の解説	エ 全文	判例は、民法733条の元来の立法趣旨が、父性の推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにあると解される以上合憲であるとされた（最判平7.12.5）。	民法772条の規定からすると、女性の再婚後に生まれる子については、計算上100日の再婚禁止期間を設けることによって、父性の推定の重複が回避されることから、100日超過部分については、民法772条の定める父性の推定の重複を回避するために必要な期間ということとはできない。本件規定のうち100日超過部分は、婚姻及び家族に関する事項について国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超えるものとして合理性を欠き、憲法14条1項に違反するとともに、24条2項にも違反するに至っていたというべきであるとした（最大判平27.12.16）。したがって、100日超過部分が違憲なのであり、女性の再婚禁止期間の規定そのものを違憲としたものではない。医師による非懐胎証明書を添付した場合に当該規定自体を違憲であると述べる本記述は妥当でない。	2015/12/28 訂正

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』（<http://www.lec-jp.com/koumuin/kaitei>）に掲載された日付です。